

図書館と情報通信技術をめぐって： 司書養成課程の新しい省令科目に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): 司書養成, 省令科目, 情報通信技術(ICT) キーワード (En): librarian education, Government Ordinance, Information and Communication Technology 作成者: 横谷, 弘美 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2016191

図書館と情報通信技術をめぐって：司書養成課程の新しい省令科目に関する一考察

On ICT Technologies for Libraries – A Study on New Subject for Librarian Training Stipulated by Government Ordinance

横谷 弘美†

YOKOTANI Hiromi

概要 司書養成のための大学における図書館に関する科目の履修については、法的な制度整備がないまま司書講習のための省令科目の準用により長らく運用されてきたが、2008年の図書館法改正を受け、2012年度より改正が施行されることとなっている。省令科目の構成や内容についての論考はすでに様々な観点から展開されているが、図書館業務に必要な情報化の進展に対応した能力育成のための科目設定について考察し、図書館と情報技術の関わり、あるいは図書館への情報技術の適用について講じられるべき内容を検討する。

キーワード 司書養成, 省令科目, 情報通信技術(ICT)

Keywords librarian education, Government Ordinance, Information and Communication Technology

1. はじめに – 2010年のトピックスより

2010年は国民読書年であったが、折しも「電子書籍元年¹」としての盛り上がりの中で、図書館もその新しい展望に関わるプレーヤーとしての認知がされてきたといえるだろう。しかしそのことよりも強烈に、世間の視線を図書館へ振り向かせたトピックスとして、いわゆる「岡崎市立中央図書館事件」をめぐる様々な出来事²を挙げることができる。図書館サービスの一利用者が逮捕され起訴猶予処分となるに至り、また図書館システムからの情報流出事件も発生ということが重なって、世間の注目が高まったものである。新聞等のマスメディアでも報道され、特にインターネット上で大きな議論を巻き起こした。図書館の現場に身を置く者としては、図書館のシステム運用管理自体について、あるいはまたこのような問題が起こったときの対応について、少なからず考えさせられた出来事である。

2010年は、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA) が発表した「JNSA 2010 セキュリティ十大ニュース³」にもみられるように、情報の取り扱いをめぐって、米国政府の機密情報等を公開した web サイト・Wikileaks、日本の警視庁

内部資料とみられる情報や尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像の流出事件で騒がれた年でもあった。社会そのものや様々な仕組みおよび制度が、情報通信技術(ICT)の進展に合わせた再構築をせまられている、一つの転換期にさしかかっているとみえる。その中で、「岡崎市立中央図書館事件」がこれほどまでの事件となった要因を、もちろん関係した図書館員等の ICT に関する知識やスキルの有無だけに帰結させるべきことではないだろう。事件そのものについては既に各所で議論されているのでここでは考察することを控えるが、この事件の提起する問題は、舞台となった図書館という枠をこえて各方面におよぶ⁴。

ただ、図書館や図書館員が社会の変化および ICT 技術の進展に対応することへの要請は、いろいろな形でかなり以前より繰り返しいわれてきたことである。では、この一連の出来事は、図書館界全体にはこれからどのような影響を与えるのだろうか。

このような出来事が繰り返されないために必要なこととして、まず図書館システムにおける危機管理の在り方について (図書館界全体で) 一層の議論がなされること、各図書館での危機管理体制整備にむけた啓発や支援体制の構築、図書館員の ICT 関連知識・スキルの向上、そのための教育研修の実施等が挙げられる⁵。

† 大阪市立大学大学院創造都市研究科修士課程

このうち図書館員の養成に関しては、2012年度より大学・短期大学における司書養成課程の科目（以下、新省令科目とする）の改正について施行されることとなっている。新省令科目の構成や内容についての論考はすでに様々な観点から展開されているが、特にこのような事例に触れうる、また触れるべき新省令科目の内のひとつである「図書館情報技術論」をとりあげたい。旧来科目の統廃合などがあつた中で、「図書館情報技術論」は、必修科目としては唯一新設された科目である。また、特にこの科目を取り上げた論考はまだわずかであることから、本稿ではこの科目の内容等についても多少の考察を行っていく。

2. 日本における図書館員養成 —その構造的欠陥

省令科目の改正に関連して、長らく多くの論考が展開されてきているように、日本における図書館員養成には構造的な問題があることが指摘されている⁶。図書館は、設置機関の種類に応じて分類するのが一般的だが、図書館法において司書（・司書補）の資格およびその養成について規定されているのは、実質的にはいわゆる公共図書館のみであり、その他の館種に関しては専門的職員についての法的な制度整備がされていない。しかるに、公共図書館以外の図書館でも、職員の採用にあたっては司書資格の有無により図書館実務に関する素地を問うことが多い。一方で、司書資格保有者の図書館への就職状況がおもわしくないこと、司書の有資格者が配置されていない図書館もあつたり、有資格者が配置されている図書館でも専門的職員として評価されていない場合もある等、全般として司書資格に対する評価が低いという問題が指摘されて久しい。（しかしながら、司書資格が図書館の専門的職員に関する重要な資格制度であることには変わりないので、ここでは図書館情報学教育としてよりも大学等での司書養成課程を取り上げることとする。）

また、2008年の改正前の図書館法のもとでは、司書の養成については、司書講習（図書館法第5条第1項第1号）と大学における図書館に関する科目の履修（図書館法第5条第1項第2号）との二つが規定されている。現在では第1項第2号による司書の有資格者のほうが多いという現実にも関わらず、養成手段として司書講習が主とされてきた

のは、戦後、図書館法の公布にともなう必要となった司書および司書補の資格を、現職の公共図書館職員に付与することを優先したことにさかのぼる⁷。そしてその司書講習については、図書館法第6条に基づいて図書館法施行規則第4条（省令）により科目構成や内容が規定されたいわゆる省令科目といわれる科目群が示されているが、大学における図書館に関する科目の履修については規定がなく、長年法的な制度整備がないままとなっていた。そのため、大学における司書養成課程では、その科目構成や内容等について、司書講習のための省令科目の準用（文部科学大臣が認定することによって読み替える）により長らく運用されてきたことは、特に批判が多い点であった。

これらの点について、2008年の図書館法改正において、まず第1項1号と2号の順序が入れ替えられた。そして、司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めることが規定され（図書館法第5条）、制度的・明示的に位置付けることとされた。実に半世紀以上を経過してようやく法的制度整備がなつたものとして評されている。

3. 大学において履修すべき図書館に関する科目の構成

2008年の図書館法改正と、それを受けて2009年4月30日の文部科学省令第21号において規定された新しい省令科目の構成は、表1となっている。（施行は2012年4月1日からとされている⁸。）

区分	科目	単位数
基礎科目 (必修)	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
図書館サービスに関する科目 (必修)	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
図書館情報資源に関する科目 (必修)	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二

選択科目 (2科目 選択)	図書館基礎特論	一
	図書館サービス特論	一
	図書館情報資源特論	一
	図書・図書館史	一
	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一
	図書館実習	一

表1：新省令科目（13科目 24単位、2012～）

なお、それ以前の、1996年に改定され翌1997年より施行された図書館法施行規則によって定められていた司書講習科目と単位数は表2のとおりである。

区分	科目	単位数
(必修)	生涯学習概論	一
	図書館概論	二
	図書館経営論	一
	図書館サービス論	二
	情報サービス概説	二
	レファレンスサービス演習	一
	情報検索演習	一
	図書館資料論	二
	専門資料論	一
	資料組織概説	二
	資料組織演習	二
	児童サービス論	一
	(選択)	図書及び図書館史
資料特論		一
コミュニケーション論		一
情報機器論		一
図書館特論		一

表2：旧省令科目（14科目 20単位、1997～）

これらの新省令科目への構成変更については、先に文部科学省が発表した「これからの図書館像⁹⁾、および、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」での議論が背景となっており、その議論の経緯については公表されている報告¹⁰⁾（以下、「報告書」とする）および関連資料より知ることができる¹¹⁾。

「報告書」においては、「これからの図書館像」を実現するために「司書の養成内容に必要な新たな視点」として、情報化の進展に対応した情報技

術の知識や技術、発信型情報サービスに関する知識などの新たな観点を挙げて、従来の養成内容を見直す必要があったとしている。そして、「急速に進行する情報化に対応するために、図書館の業務やサービスの基礎となる情報技術の知識や技術の向上が必要であり、そのための科目を設ける必要がある。¹²⁾」としている。

4. 新旧省令科目における情報通信技術(ICT)の扱い

こうして検討された新省令科目の中で、「図書館情報技術論」は基礎科目の一つとなっており、「報告書」の要旨¹³⁾においては、各科目の考え方について述べられた中で筆頭に「情報化の進展に対応した能力育成のための「図書館情報技術論」(2単位)を新設する」とされている。これまでの改正による変遷を通じてみても、省令科目は全体として旧来のものの修正という形がとられてきており、経過措置として単位の読み替えも一部で認められる等のことがあって、内容的にも継承されていることが多いとされている¹⁴⁾。しかし、「図書館情報技術論」はあくまでも新設科目であり、「報告書」においても省令にても、旧省令科目中の特定の科目との対比はなされていない。そこで、少し変遷をさかのぼってみたい。

旧省令科目については、1996年に行われた改定の目的と内容が、1996年4月の生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)¹⁵⁾」に述べられており、各科目の内容等の詳細な内容は添付の別紙3に記されている。ここでは必修科目については「ねらい」と「内容」が掲げられており、選択科目では各科目の「ねらい」が表現されるにとどまっているが、これらの内容を見る限り、ICTに関する知識等に触れうる科目は複数ある。しかし、主たる内容としてICTそのものを取り上げうるのは、乙群(選択科目)「情報機器論」と、独自に内容設定可能な「図書館特論」ということになるであろう。

「情報機器論」については、その改正時の経過措置としてそれ以前の省令科目「視聴覚教育」から読み替えを認めること¹⁶⁾となっているが、内容的にはそれまで専ら視聴覚資料について講じてきた科目を「情報機器論」に換えたことを批判する

向きもあった¹⁷。少なくとも情報化の進展への対応の必要性を意識した科目の設定であったことはうかがえるものの、そのねらいを「各種情報機器の機能、種類、利用等について解説する。」とされているのみで具体的な内容項目の提示もなく、「情報化の進展に対応する」というに十分であったか、ということになるだろう。

5. 旧省令科目「情報機器論」の内容

では、実際の授業はどのように展開されていたのだろうか。司書養成課程向けの教材という面では、省令科目に対応したテキストシリーズが、日本図書館協会をはじめ数社から刊行されている。その中で「情報機器論」の科目名そのものを冠するテキストとしては東京書籍発行の『情報機器論』¹⁸が1点あるのみである。そして、科目名そのものを冠してはいないが、この科目のテキストとして刊行されている『図書館と情報機器・特論：情報メディアの活用 12章¹⁹』と、更に以前の省令科目「情報管理」のテキストから発展した形で、『情報管理・機器論』が教育史料出版会からだされている²⁰のを加えて挙げることができる。しかし、いずれのテキストも刊行・改訂より年数が経っており、情報機器そのものおよび関連の技術や規格が変化・進展するスピードを考えると、これらのテキストが実際の授業でどれほど用いられてきたかということになるだろう。

そもそも選択科目である「情報機器論」を開講していない大学・短大も少なくないが、予備調査的に、インターネット上にシラバスが公開されているいくつかの大学について、司書養成課程の科目として開講されている「情報機器論」²¹の内容をみてみたところ、シラバス記載内容は、各種情報機器やメディア、ICTについて、またその教育や業務への活用、情報セキュリティ、情報倫理など、多様で多岐にわたる授業内容がうかがわれるものとなっている。先述のとおり、生涯学習審議会社会教育分科審議会の「報告」別紙3において、選択科目はその「ねらい」が表現されるにとどまっている。このことから、選択科目である「情報機器論」の内容について、各大学が独自に組み立てることが可能であって様々な工夫がされた、ということともいえるだろう。

また教材については、もっぱらプリント配布等

によりテキストの指定がないケースが半数以上であった。先述のテキスト3点のいずれかを挙げて指定しているのは、参考書を指定しているものさらに半数の6件であった。情報機器に関しては技術等の変化が速いので、テキストという形で固定されてしまうと陳腐化しやすいものでもあり、適当なテキストの供給がなかったため、ともいえるだろう。

上田・根本らのLIPER報告²²によれば、省令科目「情報機器論」において不足している点として、「図書館に配置された複数の情報機器の管理方法、サーバ管理、ウェブサイトの設計・構築・メンテナンス²³」を挙げている。また、2004年に司書課程科目の実態調査を行った結果として「司書課程のカリキュラムはインターネット等の情報通信環境の変化にほとんど影響を受けていないことが明らかとなった。²⁴」としている。今回確認したシラバス内容とこのLIPER調査および報告との関係を現時点で述べることはできないが、一部で（選択科目ゆえ、どれほどの学生が受講したかは不明であるもの）LIPER報告が必要と指摘したICTに関わる新しい内容、あるいはまた後述する新省令科目の内容に近い授業も、特に近年実践されてきた部分があるようだ。

6. 新設科目「図書館情報技術論」の内容

次に、新設科目「図書館情報技術論」の内容をみていきたい。これからの図書館の在り方検討協力者会議の「報告書」では、情報化の進展に対応した能力育成のための「図書館情報技術論」について、「図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために、コンピュータ等の基礎、図書館業務システム、データベース、検索エンジン、電子資料、コンピュータシステム等について解説し、必要に応じて演習を行う。²⁵」とし、そして別紙2においてその具体的な内容として次の10項目を挙げている。すなわち、1)コンピュータとネットワークの基礎、2)情報技術と社会、3)図書館における情報技術活用の現状、4)図書館業務システムの仕組み(ホームページによる情報の発信を含む)、5)データベースの仕組み、6)検索エンジンの仕組み、7)電子資料の管理技術、8)コンピュータシステムの管理、9)デジタルアーカイブ、10)最新の情報技術と図書館、である。

また、文部科学省生涯学習政策局社会教育課による「改正司書養成科目に関する Q&A」において、「図書館情報技術論」の内容に含まれるものの具体例として「図書館業務に必要な、ネットワークに関わるサービスに携わる際の前提となる最低限の用語や概念の理解を図る、ウェブページの構成・評価、個人情報の流出やウェブサイトの改ざんを防ぐための最低限の必要な知識等」が考えられるとしている²⁶。

これらをもて明らかなように、「『図書館情報技術論』の“情報”の定義は、資料の要素ではなく、“IT”を示すもの」ということが、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」第2期第5回の議事要旨に記録されている²⁷。新省令科目では科目名に「情報」と含むものは7科目ある中で、科目「図書館情報技術論」の「情報」とは情報資源等の資料の要素としてではなく広く純粋にIT(ICT)としてとらえたうえで、「図書館」×「情報技術」(図書館と情報技術の関わり、あるいは図書館への情報技術の適用)を論じ、学ぶ科目であるといえる。

ここで、冒頭に述べた「岡崎市立中央図書館事件」に立ち返って、科目「図書館情報技術論」との関わりという視点でみてみたい。「岡崎市立中央図書館事件」の他にも大小いくつものことが図書館の現場で起こり続けているのが現実であるが、実学としての図書館情報学あるいは司書養成課程の教育内容といったような面に、こうした事件はどのようにとりあげうるだろうか。

まず、出来事の概要を理解するためには、前提となる ICT の基礎的知識がある程度は必要であり、そうしたことを学ぶために取り上げることも可能であろう。しかし、重要なのは ICT の理解や技術の習得というよりも、図書館における ICT の利活用の際しての問題を認知し対処するための能力の養成である、というべきだろう。この事件から学ぶべきことはむしろ次の点であると考えられる。

1. システムを運用しサービスを提供するというに伴うリスクマネジメントの必要性を理解する。技術的にできるということと、マネジメント・ポリシー等の観点からすべきこと／すべきでないことの理解が重要である。

2. 今日において、インターネットを通じても情報提供、情報共有する意義とはどういうことであ

るか。そのことによって、企業・組織が評価され、存在価値を高めている情報化社会であればその意義を理解する。

3. 特にインターネットにシステムを公開するとはどういうことであるのか。そのセキュリティ・リスクへの理解が必要である。ただし、それは技術的要素への理解や対応スキル等が求められるというよりも、リスクを把握しマネジメントにつなげることが重要であることを理解する。

4. コンピュータ・ネットワーク上ではなにが起こっている／起こりうるのか。それは日々変わっていくものであることともあわせて、その評価や対応のために必要な情報やスキルをもった外部／内部の組織や専門家等と連携するべきことを理解する。

これらは、いわば報告書にあげられた科目「図書館情報技術論」の具体的内容について、基礎的な解説を行うだけではなく、さらに踏みこむということになる。知識や技術そのものを習得することよりも、技術の進展を含めた状況の変化の激しさに対応できる能力の素地を身につけることができこそ、司書養成課程において ICT について学ぶことが、後々にも生きてくるはずである。

7. 新設科目「図書館情報技術論」の課題点

こうしてみると、このような科目「図書館情報技術論」が新設されたということは、司書養成教育の現場に、教材と人材という点で課題を与えているといえるだろう。

まず教材の面では、これまでも省令科目に対応したテキストシリーズが体系的に刊行されてきており、背景として「各大学のカリキュラムが司書講習を前提として定められた内容にもとづいているため、それに合わせた教科書を作成するのが容易であるということもあるだろう。また、多数の大学で共通のカリキュラムが用いられるため、教科書への需要が高いことも考えられる。²⁸」との指摘もある。今後は司書講習を前提とはしないものの、新省令科目への対応をうたったテキストシリーズの一部として必修科目「図書館情報技術論」のテキストが刊行されると想定される²⁹。それらの評価が必要であることは言うまでもないが、知識や技術等の陳腐化がとどめようもなく速い領

域であることから、科目「情報機器論」の多くのケースでみられたように、講師自らの手になるプリント資料等を用いたり、科目内容を網羅する1冊のテキストよりも、現実に即した内容を取り扱った新しい教材の開発あるいは採用検討ということが常々必要とされるだろう。このことは特に演習をどのように実施するかという部分について、大きな問題となってくる。ICTそのものを扱うという以上は、技術の習得はもとより、知識としての理解の助けとなるために演習も多かれ少なかれ必要と考えられる³⁰中、演習の題材や環境を準備することがそう容易でないことは想像に難くないからである。

そうしたことは、すなわち人材という課題にも直結する。新省令科目中の情報関係の科目については、(図書館が専門ではない)「情報専門の教員とのコラボレーション³¹」も考えるものとされているが、科目全体を通じて純粋にICTについてだけ教えるというわけにはいかない。そしてまた、他の科目との内容の整合性や連携といった調整も必要となってくるだろう。特に、この科目の履修の前提となるような知識等を学ぶ科目がもし司書養成課程の科目以外にあるならば、それらとの連携調整も重要ではないか。そうでなければ、少なくとも2単位という限られた枠内で、ICTに関する基礎的な知識やスキルを学ぶことだけに終始せずに、科目設定の目的に合致した内容を十分に、効率よくとりあげていくことはなかなか難しいように思われる。

8. 今後に向けて

これからの図書館の在り方検討協力者会議の「報告書」では、図書館に関する科目の位置づけについて述べる中で、「司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくもの」としている³²。このことについて、主査であった葉袋は「図書館に関する科目は、あくまで養成の基礎であり、入口であることを明示した」と解説している³³。

また、「司書資格を取得した後も継続的な学習が必要であることを明示し、特に、図書館における研修だけでなく、大学の授業を活用した具体的な学習方法を提案した。これによって、大学の司書

課程等はより大きな役割を担うことになる。」と述べている。

これに対応する例として、上田女子短期大学が省令科目改正を受けて2009年11月より開設している「図書館職学び直し講座³⁴」が挙げられるだろう。この講座では、全6単位の履修者に対する履修証明の授与や、日本図書館協会専門職員認定制度の申請要件として認定される等、司書のスキルアップならびにキャリアアップにつなげるものとしている。今後、さまざまなレベルでこれに続く取り組みが展開され、司書および図書館員の専門性向上に実効力をもち、リカレント教育として成功していくのかどうか、その成果が図書館の現場に還元されていく流れができるのかどうかは、ひとつの課題点であろう。

また、特にICTに関する学習についていえば、図書館に関する科目を履修する大学生に比べ現職者においては、より焦点化された課題意識がある場合が多いだろう。それに対しては、体系的に理論立てられた知識の集大成というものよりも、ケーススタディやケースメソッドでの実践的な検討を通して、問題解決策を得るあるいは実践能力を高めるような教育が、よりよくニーズに応えるものとなるだろう。大学等高等教育機関での教育がなんらかの形で現職者に提供された際には、どのようにニーズを満たすことができるのか、ということも考えるべき点である。

一方で、現職者の研修については、組織的・制度的な取り組みについてはその実態の調査報告や充実方策の報告等がまとめられている³⁵が、それ以外にも図書館員や民間団体等の企画による特定課題についての研修等も(散発的ながら)すでに大小さまざまな取り組みの展開がされている。そこで、そうした実践の成果がなんらかの形で大学等での教育にも取りこまれることで、今日の問題への取り組みを可能にする、最新化することができるだろう。具体的には、例えばテーマごとのテキストの提供・利用といったことである。

そうした関わりあいがある、養成教育と現職者研修の双方に刺激を与えあい相互作用となって、現職図書館員ならびに未来の図書館員の能力・スキルを養成していく両輪となる、あるいは少なくともなんらかの貢献を相互にしていけるのではないだろうか。今後の動向に期待したい。

注：

¹ もっとも「電子書籍元年」と謳われるのは2010年が初めてのことでないが、ここへきて、図書館も各種の動向に関わりをもつプレーヤーとして、認識されてきているといえるのではないだろうか。各種の動向について紹介した以下のもの等がある。E1132・「カレントアウェアネス-R」で振り返る「電子書籍元年」カレントアウェアネス-E No.185, 2010.12.

[<http://current.ndl.go.jp/e1132>] (Accessed 2011-02-10)

² ここでは、岡崎市立中央図書館(りぶら)のwebサイトから新着図書に関するデータを取得するため、クローラと呼ばれるプログラムを利用していた人物が、2010年5月25日愛知県警に逮捕され、勾留・取り調べの後に起訴猶予処分となり釈放された事件、同図書館で使われている図書館システムのベンダーにおいて発生した個人情報流出を含めた一連の出来事を指すものとする。

逮捕された本人がこの事件について記したサイト(下記a.)や有志による議論と検証のまとめサイト(下記b.)をはじめ多数の検証が行われているので、ここでは詳細について述べることはしない。

a. Librahack [<http://librahack.jp/>] (Accessed 2011-01-15)

b. 岡崎市立中央図書館事件等 議論と検証のまとめ [<http://www26.atwiki.jp/librahack/>] (Accessed 2011-01-15)

³ NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA)が発表した「JNSA 2010 セキュリティ十大ニュース」においては、「岡崎市立中央図書館事件」は第5位に位置付けられていて、セキュリティ十大ニュース選考委員会による単純投票数からは第1位であったともいう。

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会 JNSA 2010 セキュリティ十大ニュース発表 [<http://www.jnsa.org/result/news10/>] (Accessed 2011-01-15)

⁴ 図書館システムのセキュリティ対策, 図書館の危機管理, 個人情報保護の対応はいうにおよばず, 捜査機関・法執行機関の対応, 図書館および自治

体におけるそもそものシステム調達のありかたなどがあげられる。

⁵ このことに触れた文献としては以下の2点がある。その他, 前出2.の他, インターネット上に多くの議論がある。研修に関しては, 公的な研修制度のほかに, Code4Lib JAPAN 研修事業のような取り組みもある。

西野一夫「図書館システムの危機管理について考える: 岡崎市立中央図書館のシステム障害と個人情報流出事件から」『図書館雑誌』105(1), 2011.1. p.34-36.

新出「Librahack 事件が図書館に投げかけるもの」『みんなの図書館』407, 2011.3. p.10-21.

Code4Lib JAPAN 研修事業

[<http://www.code4lib.jp/category/instructions/>] (Accessed 2011-02-10)

⁶ 主なものとしては以下を参照。

塩見昇, 山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2009, 442p.

日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』勉誠出版, 2006, 250p.

⁷ 塩見昇, 山口源治郎編著「図書館法と現代の図書館」2001, pp.131-134.

竹内哲「わが国の図書館学教育 1892-1955」『図書館学研究の歩み』第3集, 日本図書館情報学会研究委員会, 1983, pp.32-36.

⁸ 明星大学においては, 学部改組にあわせ2010年度より先行実施されている。一例として以下をあげる。

明星大学シラバス(図書館情報技術論)

[http://syllabus.meisei-u.ac.jp/syllabus/2010/6171/2010_261200.html] (Accessed 2011-01-15)

⁹ これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像～地域で支える情報拠点をめざして～(報告)」, 2006, 94p.

[http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf] (Accessed 2011-01-15)

¹⁰ これからの図書館の在り方検討協力者会議

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について：報告」, 2009, 72p.

[http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf](Accessed 2011-01-15)

11 これからの図書館の在り方検討協力者会議
「これからの図書館の在り方検討協力者会議配付資料・議事要旨等」.

[http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/1286473.htm] (Accessed 2011-01-15)

12 これからの図書館の在り方検討協力者会議
「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について：報告」, 2009, p.5.

[http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf](Accessed 2011-01-15)

13 これからの図書館の在り方検討協力者会議
「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について：要旨」, 2009, 3p.

[http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_1.pdf](Accessed 2011-01-15)

14 旧省令科目とそれ以前の司書講習科目の変遷については、文部科学省の「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」に比較表としてまとめられたものなどがある。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」, 2007, p.18.

[http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/07090599.htm] (Accessed 2011-01-15)

15 生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」1996, pp.16-.

16 文部省生涯学習局長通知「図書館法施行規則の

一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について」(文生学第180号)1996.9

17 柴田正美「新カリキュラムをどう見るか--改定目標・問題点・免除措置」『図書館界』49(3), 1997, pp.139-147.

18 田畑孝一編『情報機器論』東京書籍, 1998, 255p.

19 志保田務, 平井尊士編著『図書館と情報機器・特論：情報メディアの活用12章』第一法規出版, 1999, 146p.

20 柴田正美編『情報管理・機器論』補訂版, 教育史料出版会, 2001, 234p.

21 「日本の図書館情報学教育2005」によれば、省令科目「情報機器論」に対応した開講科目としては、科目名が「情報機器論」であるもの以外に、「情報処理/演習」, 「視聴覚教育メディア論」, 「情報検索/演習」, 「図書館情報ネットワーク論」など様々な科目名で開講されている。しかし、ここでは他科目との統合や読み替えに関わる内容の偏り等の要素を極力排除し、また「情報機器論」等テキストの使用についてをみるため、単純に科目名が「情報機器論」とあるものに限定した。

「日本の図書館情報学教育2005」に掲載の図書館情報学開講大学一覧より、通信教育および司書講習としての開講を分を除いた大学196校中、約7割にあたる138校での開講科目を確認したところ、「情報機器論」に相当する別科目名での開講は37、科目名「情報機器論」での開講は31あった。さらにそのうちの23について、シラバスの内容を参照することができた。

なお、必ずしも最新分のシラバスが参照できなかったものもあるが、開講が隔年以下の場合もあるので、シラバスについては2003年以降開講のものを参照対象とした。

日本図書館協会図書館学教育部会編『日本の図書館情報学教育』2005, 日本図書館協会, 2005, 345p.

22 上田修一,根本彰 「「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」最終報告書」『日本図書館情報学会誌』52(2), 2006.6, pp.101-128.

23 上田修一,根本彰 「「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」最終報告書」『日本図書館情報学会誌』52(2), 2006.6, p.107

24 上田修一,根本彰 「「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」最終報告書」『日本図書館情報学会誌』52(2), 2006.6, p.105.

三輪眞木子, 村主朋英, 上田修一, 竹内比呂也, 吉田右子, 柴田正美 「大学における司書・司書教諭教育の実態」2005年度図書館情報学会春季研究集会, 発表要綱, 2005.5, pp39-42.

25 これからの図書館の在り方検討協力者会議 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について：報告」, 2009, p.9. [http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf](Accessed 2011-01-15)

26 文部科学省生涯学習政策局社会教育課「改正司書養成科目に関するQ&A」Q34 [http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugai/shisyo/1283540.htm] (Accessed 2011-01-15)

27 生涯学習政策局社会教育課「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(第5回)議事要旨, 2008.12. [http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshoyousi/1217828.htm] (Accessed 2011-01-15)

28 相良佳弘「図書館関連文献の動向と司書養成科目」『研究紀要,第一分冊,人文学部』15, 2004, pp.1-7.

29 すでに刊行予定が発表されているものとして

は, 日本図書館協会が2012年以降刊行予定の第3期『JLA 図書館情報学テキストシリーズ』(仮称)があり, 第3巻として「図書館情報技術論」が予定されている。

日本図書館協会 「第33期『JLA 図書館情報学テキストシリーズ』(仮称)の予定」 [<http://www.soc.nii.ac.jp/jla/publish/3text.pdf>] (Accessed 2011-02-25)

30 新省令科目検討の過程では, ICTに関する知識や技術なしには図書館は運営できないがそれを学ぶ科目がない, 特に演習が行われていない, ということから, ICTを専門に扱う科目で必ず演習が行われるように, 演習科目「図書館情報技術演習」として位置づける方向性であったことを主査であった葉袋が述べている文献が複数あるが, 最終報告では講義を主体とする科目「図書館情報技術論」として設定され, 「必要に応じて演習を行う」ともとされた。葉袋も「必要に応じて演習を行いつつ, 学べるようにした」と解説している。

志保田務 「大学司書課程科目制定に対する日図協図書館学教育部会としての取りくみ(特集 図書館法改正をめぐって)」『図書館雑誌』102(9), 2008, pp.642-645.

葉袋秀樹 「これからの図書館の在り方検討協力者会議における「大学において履修すべき図書館に関する科目」に関する検討状況」『図書館雑誌』102(9), 2008, pp.650-653.

葉袋秀樹 「大学において履修すべき図書館に関する科目」案 これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告から」『図書館雑誌』103(4), 2009, p.208.

31 文部科学省生涯学習政策局社会教育課「改正司書養成科目に関するQ&A」Q36 [http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugai/shisyo/1283540.htm] (Accessed 2011-01-15)

32 これからの図書館の在り方検討協力者会議 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について：報告」, 2009, p.3. [http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shi

ngi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/09/16/1243331_2.pdf](Accessed 2011-01-15)

³³ 薬袋秀樹 「「大学において履修すべき図書館に関する科目」案 これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告から」『図書館雑誌』103(4), 2009, p.208.

³⁴ 上田女子短期大学 「図書館職員学び直し講座」 [http://www.uedawjc.ac.jp/news_from_jc/document/200910tosyokanmanabinaosi.pdf] (Accessed 2011-01-15)

この講座は、図書館司書・職員（および志望者）、ならびに図書館に関心をもつ市民を対象として、体系的な教育プログラムを提供することによって長野県の図書館職員等の専門性向上を図り、地域や住民に役立つより充実した図書館サービスの提供を目的として開設されている。

³⁵ 文部科学省生涯学習政策局社会教育課「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」, 2007, 229p.

[http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/07090599.htm] (Accessed 2011-01-15)
これからの図書館の在り方検討協力者会議「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」, 2008, [http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/t-eigen/08073040.htm]